

南九州市市制施行10周年記念式典

本市は、本年12月に旧3町（額娃町、知覧町、川辺町）による合併から10周年を迎えます。

そこで、南九州市市制施行10周年を祝い、記念式典を開催します。市民皆様のご来場をお待ちしております。

■日時＝12月3日（日）

- ・オープニングセレモニー 午後1時～
- ・第一部 記念式典 午後1時30分～
- ・第二部 市民第九演奏会 午後3時30分～

■場所＝川辺文化会館ホール

■式典内容＝オープニングセレモニー（市民歌合唱、市民音頭披露）、市民表彰、図画・作文コンクール入選者表彰、フォトコンテスト入賞者表彰、10周年ビデオ上映



[担当] 知 総務課 総務人事係

催し

市民大学 第4時限目

講師 内田 玲子

「育てよう子どもの心と明るい地域」

日時 11月25日（土）

午後2時～4時

場所 知覧文化会館

受講料 市民大学受講生 無料

当日券 1千円

担当 川 社会教育課 文化振興係

「私が、身内が、認知症かなと思ったとき、まずどこへ行けばいいの？」講演会

講師 本村 琢也（ケアマネージャー・高齢者グループホームリーダー・管理者）

日時 12月9日（土）

午後1時30分～3時

場所 ひまわり館

入場料 無料

主催・問 NPO法人ニアあなたの近くに
☎0993-56-0211

知覧特攻平和会館

開館30周年企画

遺族から託された想い

新収蔵品展

知覧特攻平和会館では、毎年多くの特攻隊員のご遺品や戦時中の資料を受け入れています。

新収蔵品展では近年新たに受け入れた初展示となる資料を公開します。

資料から戦争の史実を知っていただと共に、その時代の人々の想い、資料を引き継いだ人々の継承の想いも感じただけなら幸いです。

期間 平成30年1月31日（水）まで



特攻隊員 角谷 隆正大尉の遺筆

場所 知覧特攻平和会館

企画展示室

時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

観覧料 大人500円

小人300円

※ミュージアム知覧との共通券

大人600円、小人400円

問 知覧特攻平和会館

☎0993-83-2525

平成30年南九州市成人式

日時 平成30年1月3日（水）

受付 午前11時50分～

午後0時25分

式典他 午後0時30分～4時（予定）

場所 知覧文化会館

対象 平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方

※成人式対象の方に案内ハガキを発送しました。まだ案内ハガキが届いていない方や、転出などで他市町村に住民登録されている、南九州市成人式に参加希望の方は、ご連絡ください。

担当 川 社会教育課 社会教育係

募集

穎娃農業開発研修センター 研修指導監 募集

市では、農業研修生を指導する指導監を募集します。

■勤務期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年間)

■勤務先 南九州市穎娃農業開発研修センター

■募集資格 65歳未満で県農業改良普及員・JA営農指導員資格を有する者

※勤務時間や諸待遇などの詳細については、事前にお問い合わせください。

■募集締切 12月20日(水)

【申・問】穎娃農業開発研修センター

(農政課 総合研修係)

☎0993-38-2881



平成30年度

南九州市立幼稚園 園児募集

～優しい先生とお友だちがみんなを待っています～

◎幼稚園の名称および募集人員

穎娃幼稚園：5歳児および4歳児 40人
知覧幼稚園：5歳児および4歳児 60人

◎教育年限 5歳児：1年、4歳児：2年

※現在就園中の4歳児について、引き続き就園を希望する場合は出願の手続きは不要です。

◎出願の手続

- (1) 提出書類：入園願書、支給認定申請書
- (2) 募集期間：12月1日(金)～平成30年1月31日(水)
- (3) 提出先：各幼稚園または南九州市教育委員会事務局(教育総務課)

◎幼稚園について

- (1) 保育時間：月曜日～金曜日
※原則：午前8時30分～午後2時
- (2) 保育料など
 - ① 保育料(月額)：5,000円以内
(所得区分によって異なります。)
 - ② 入園料：500円(市外居住者は1,000円)
 - ③ その他：給食費、教材費など

※詳しくはお問い合わせください。

【担当】 川 教育総務課 総務係
穎娃幼稚園 0993-36-1179
知覧幼稚園 0993-83-4361



お知らせ

市有財産の売払い

市では、今後も公共的活用が見込まれない市有財産の売払いを行います。方法は、一般競争入札による売却となります。

■申込期間 11月20日(月)～12月8日(金)

■入札日時 12月20日(水)

・受付 午前8時30分～

・入札 午前9時～

【入札物件(土地)】

◎物件名 旧穎娃派出所長公舎跡地

◎所在地 穎娃町郡9223番3

◎地目 宅地

◎面積 331.72㎡

◎法令に基づく土地の制限など

・都市計画区域内(第一種中高層住宅専用地域)

・建ぺい率60% ・容積率200%

※一般競争入札とは、

一定の資格要件を満たした方なら個人でも法人でも入札に参加することができ、市が定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格を入札された方に売却する方法です。

■申込書の配布など

申込書は知財課財産管理係または市のホームページからダウンロード

ロードできます。詳細は、市のホームページに応募要領がありますので、そちらをご覧ください。

■申込の方法

直接持参のみの受付となります。郵送やFAX、インターネットなどによる申し込みは受けません。

【担当】 知財課 財産管理係

【自死対策】「わかちあいの会」

大切な方を自死で亡くした方が対象です。

誰にも話せず、辛い悲しみを一人で抱えて苦しんでいる方、お話ししてみませんか？

■日時 11月26日(日)

午後1時30分～

■場所 ふれあいかせだ2階

※奇数月の第4日曜日に開催します。

【問】 平神

☎090-4357-2459



エイズ夜間検査

12月1日の「世界エイズデー」、11月16日から12月15日までの「鹿児島レッドリボン月間」に合わせて、次の通りエイズ夜間検査を実施します。検査は匿名・無料で、所要時間は約1時間です。検査をご希望の方は、12月1日(金)までに加世田保健所に電話でご予約ください。

■日時 12月4日(月)

午後5時～午後7時

■場所 加世田保健所(南さつま市加世田村原2丁目1-1)

☎0993-53-2315

12月3日～9日は、

「障害者週間」です

障害者週間は、「国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的に定められています。

障害についての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合い、誰もが安心して地域で暮らすことのできる共生社会をつくっていきましょう。

【担当】 福祉課 障害福祉係

第69回 人権週間

12月4日(月)～10日(日)

国際連合は、1948年に世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権活動推進の取り組みを要請しています。

我が国も、法務省および全国人権擁護委員連合会が、同宣言採択を記念して1949年から「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及と高揚に努めています。

【平成29年度啓発重点目標】

「みんなで築こう 人権の世紀」
考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」

人権には、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、同和問題、外国人の人権、インターネットによる人権侵害などさまざまな人権があります。

この機会に「思いやりの心・かけがえのない命」について、もう一度考えてみましょう。

【問】 鹿児島地方法務局知覧支局

☎0993-83-2208

12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

【問】 鹿児島地方法務局知覧支局

☎0993-83-2208

平成30・31年度
入札参加資格審査申請受付

平成30・31年度に市が発注する建設工事や測量・設計・物品の納入などの競争入札に参加を希望する方は、あらかじめ定められた申請書類を提出し、資格審査を受けなければなりません。入札参加資格審査申請書の受付は、次の要領で行います。

■受付期間 平成29年12月1日(金)

～平成30年1月31日(水) (土日祝日を除く) 《必着》

■受付場所 知 財政課 契約管理係

(郵送可)

■受付時間 午前8時30分～正午／

午後1時～午後5時

■登録業種 ①建設工事 ②測量・建設コンサルタントなど ③その他・物品

■有効期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間

※ただし、次期の有資格者名簿が作成されるまでの期間は有効とする。

※提出書類様式などは、市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【担当】 知 財政課 契約管理係

相談

特設人権相談所

特設人権相談所は家庭内(結婚、夫婦、親子、離婚、相続)や隣近所のもめごとのほか、一般民事事件、人権や法律问题などについて、人権擁護委員が相談をお受けします。

予約は不要。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日時 12月7日(木)

午前10時～午後3時

■場所 ちらん夢郷館

【問】 鹿児島地方法務局知覧支局

☎0993-83-2208

皆様のご意見をお寄せください！

次の計画を策定します。皆様のご意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

- 公募期間**＝平成29年12月6日（水）～平成30年1月5日（金）
- 計画案は、川辺庁舎福祉課、長寿介護課および額娃・知覧支所の福祉係または市ホームページでご覧になれます。
- 計画に対する意見は、所定の意見書に記入の上、ご持参いただくか、郵送、FAX、または電子メールで提出してください。
- ※意見書の用紙は、川辺庁舎福祉課、長寿介護課および額娃・知覧支所福祉係にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

計 画 案	計 画 の 内 容	意見の提出先
南九州市地域福祉計画	市民一人ひとりが福祉の受け手であり担い手であるという「地域での支え合い意識」を育み、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施設の課題を踏まえて5カ年の計画を策定するものです。	福祉課 社会福祉係 (川辺庁舎)
南九州市障害者計画及び第5期南九州市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	「南九州市障害者計画」は、障害者のための施策に関する基本的な計画で、現計画（3カ年）が平成29年度で終期を迎えることから、平成30年度からの新たな計画を策定するものです。 「第5期南九州市障害福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とし、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、法令に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。 「第1期南九州市障害児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を期間とし、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画を策定するものです。	福祉課 障害福祉係 (川辺庁舎)
南九州市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条に基づき策定するもので、平成30年度から32年度までの新たな第7期計画を策定します。	長寿介護課 介護保険係 (川辺庁舎)

固定資産税における償却資産の申告

事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、その資産について1月末日までに申告していただくことになっています。これまでに申告されている方は、12月中旬に申告書を郵送します。

また、平成29年中に事業を始められた方や事業を廃止された方についても、申告が必要です。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産（漁業権などその他の無形減価償却資産を除く）で、その減価償却費が、法人税または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものが対象です。例えば、工場・店舗・事務所などの改装費や堆肥舎・ビニールハウスなどもこれらに含まれます。（補助事業などの場合は、補助金などを含んだ取得価格が対象となります。）

※種類（構築物・機械・装置・船舶・車両・運搬具・工具・器具・備品など）

課税対象にならないもの

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時的に損金算入されたもの
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により一括して3年間で償却したもの
- ④ 自動車税の課税客体である自動車ならびに軽自動車税の課税客体である原動機付およびトラクターなどナンバーの付いている車両
- ⑤ 家屋課税されている畜舎など

太陽光発電設備について

事業の用に供している太陽光発電設備が課税の対象になります。

個人が住宅用として屋根などに設置している出力10kw未満のものは、課税の対象とはなりません。

[担当] 額 税務課 固定資産税係

皆様のご意見をお寄せください！

次の計画を策定します。皆様のご意見を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

■**公募期間**＝平成29年12月6日（水）～平成30年1月5日（金）

○計画案は、企画課（知覧庁舎）、颯娃・川辺支所の地域振興係または市ホームページでご覧になれます。
○計画に対する意見は、所定の意見書に記入の上、郵送またはご持参いただくか、FAX、電子メールで提出してください。

※意見書の用紙は、企画課（知覧庁舎）および颯娃・川辺支所の地域振興係にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

計 画 案	計 画 の 内 容	意見の提出先
第2次南九州市 総合計画	本市の目指すべき将来像とまちづくりの方向を明らかにし、その実現に向けた基本的な施策を示す基本構想（平成30年度からの10年間）と、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策を体系的に定める前期基本計画（平成30年度からの5年間）を策定するものです。	企画課 企画係 （知覧庁舎）

南九州市庁舎建設等市民検討委員会 協議経過

平成24年度に開催した「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会」での提言を受け、今年度、市長の諮問機関として「南九州市庁舎建設等市民検討委員会」を設置しました。本委員会は「市の将来を見据え、市民の安心・安全の確保と広く市民に利用され親しまれる新庁舎について、建設位置及びそれに付随する諸問題を協議する」ことを目的としています。委員会は、公募委員2人を含む16人で構成され、これまで8月1日と9月15日に会議を開催しましたので協議の経過をお知らせします。

- 委員に対する「南九州市庁舎の在り方市民検討委員会」の提言の説明
 - ・10年後～20年後をめどに新庁舎を建設する方向で準備を進める。
 - ・多額の建設費用（約40億円）を要するので毎年2億円程度の基金積立てを行う。
 - ・現庁舎については、計画的に耐震補強工事を進める。
 - ・新庁舎以外の2支所庁舎の存続は必要不可欠である。
 - ・本庁方式への移行を進め、支所窓口は通常の生活に係る手続きに支障がないように配慮する。
 - ・交通弱者に配慮した交通網の整備や行政システム・ネットワークを構築する。
 - ・市民が積極的に参加できるようにするために地域コミュニティの促進を図る。
 - ・より一層の行財政改革推進により経費削減に努める。
- 新庁舎規模として必要となる規模の説明
 「総床面積 8,000㎡」「職員数 350人」「敷地面積 25,000㎡」
- 協議の中で出された意見の概要
 - ・他機関との合同庁舎やさまざまな機能を持った複合施設とすることで利便性の向上や経費の縮減を検討すること。
 - ・建設費を抑えるため、公有地に建設することが望ましい。
 - ・まちづくりの核となる庁舎であることが望ましい。
 - ・交通アクセスを考慮すること。

【今後のスケジュール】

- ・平成29年度中に、全5回の会議を開催予定
（第3回目の開催日：平成29年11月14日）

※平成24年度の提言を受けてのこれまでの取組み状況

①平成25・26年度に現庁舎の耐震補強工事を実施

②庁舎建設整備基金積立状況
平成29年5月末現在

408,643,235円

[担当] 知 総務課 総務人事係

南九州市青少年健全育成キャッチフレーズ

「地域の声かけで育む心豊かな青少年」

「青少年育成の日」
毎月第3土曜日

★地域ぐるみで青少年を育てましょう。

「家庭の日」
毎月第3日曜日

★家庭だんらんの機会をつくりましょう。

「育児の日」
毎月19日

★地域全体で子育てを応援しましょう。



市子ども会フェスティバル～簡単レクリエーション～
子ども会ジュニア・リーダークラブ

共通実践事項

- 気持ちのよいあいさつと返事をしよう！
- 地域の行事に参加しよう！
- 家の手伝いや読書をしよう！

歳入、歳出決算の状況について

平成28年度の一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ2億1,249万7千円多くなっています。主な要因は、地方交付税の普通交付税は2億4,010万円の減となったものの、国庫支出金が3億3,253万6千円の増、県支出金が2億6,658万1千円の増となったことなどによるものです。

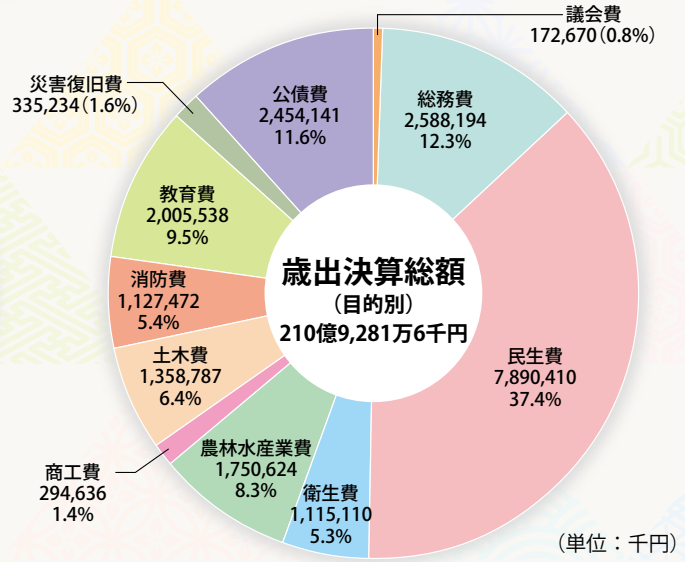
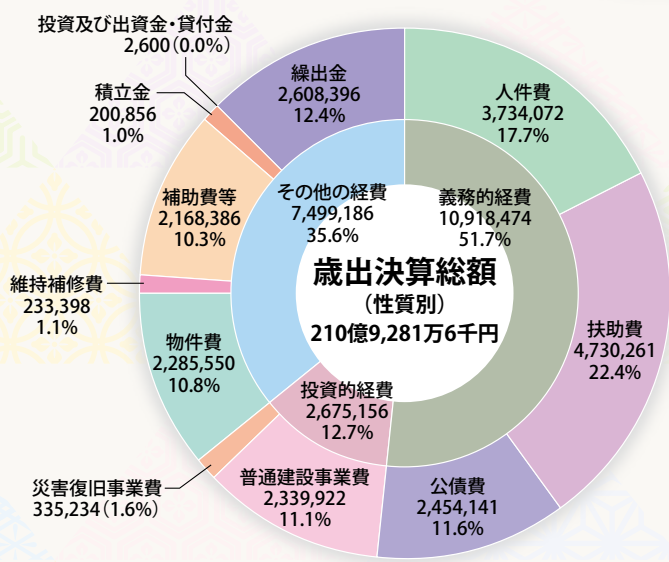
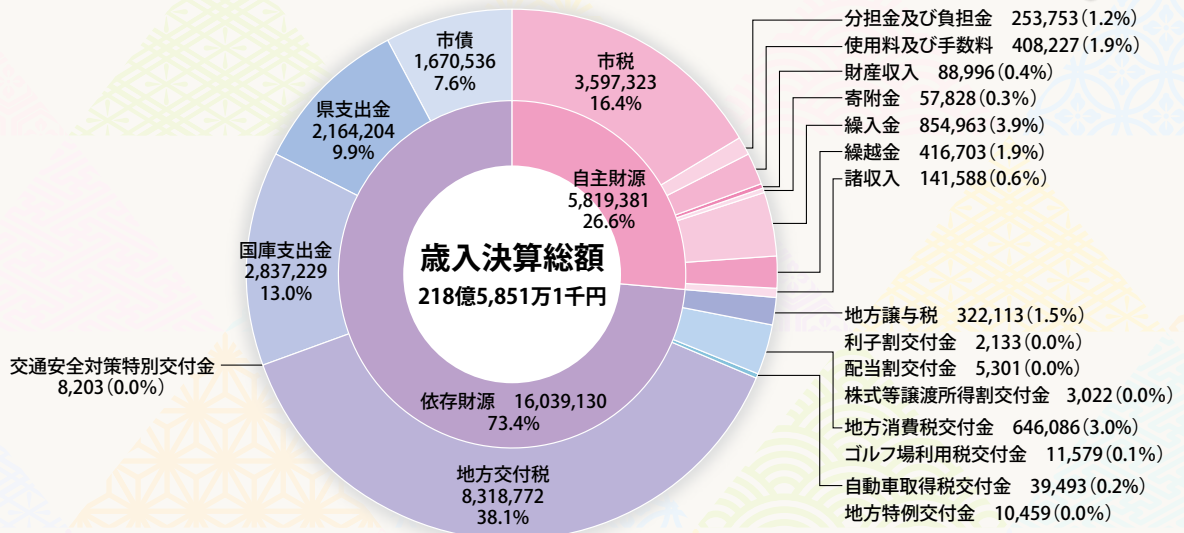
一方、歳出も前年度に比べ、2億6,350万5千円多くなっています。これを目的別にみると、民生費の年金生活者支援給付金、土木費の市道補助整備事業の増などが大きな要因となっています。

また、性質別にみると、扶助費が5億6,422万円の増、普通建設事業費の補助事業費が1億9,500万円の増となった一方、普通建設事業費の単独事業費は2億1,600万円の減、補助費などは衛生費の一部事務組合負担金などで3億2,833万円の減、繰出金が1億2,676万円の減となりました。

一般会計 決算収支の状況 (単位：千円)

区 分	平成28年度
歳入総額	A 21,910,947
歳出総額	B 21,145,252
歳入歳出差引 (A-B)	C 765,695
翌年度へ繰り越すべき財源	D 159,347
実質収支 (C-D)	E 606,348
単年度収支	F ▲188,535
基金積立金	G 8,305
繰上償還金	H 0
積立金取り崩し額	I 500,000
実質単年度収支 (F+G+H-I)	J ▲680,230

市の財政事情の公表 平成28年度決算の概要



特別会計 決算収支の状況

(単位：千円)

区 分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	7,156,973	7,109,572	0	47,401
後期高齢者医療特別会計	539,798	538,826	0	972
介護保険事業特別会計	4,983,613	4,851,382	0	132,231
簡易水道事業特別会計	284,236	274,766	0	9,470
農業集落排水事業特別会計	83,293	80,551	0	2,742
公共下水道事業特別会計	144,465	136,215	0	8,250

平成29年度上半期の財政状況 (平成29年9月末現在)

(単位：千円、%)

区 分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	22,084,887	10,525,667	47.7	9,614,470	43.5
国民健康保険事業特別会計	7,248,260	3,085,865	42.6	3,308,213	45.6
後期高齢者医療特別会計	560,770	166,367	29.7	158,802	28.3
介護保険事業特別会計	5,039,389	2,295,104	45.5	2,077,936	41.2
農業集落排水事業特別会計	75,600	42,207	55.8	35,179	46.5
公共下水道事業特別会計	151,823	69,692	45.9	59,607	39.3

※一般会計は、平成28年度からの繰越事業を含む。

平成28年度 南九州市決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の概要

今回公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.0 (6.8)	24.0 (21.4)
早期健全化基準	12.96	17.96	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

[下段()数値は27年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから「—」を記載。

(用語解説)

- **健全化判断比率**… 次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
- ・ **実質赤字比率**… 普通会計(本市では一般会計のみ)の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ・ **連結実質赤字比率**… 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ・ **実質公債費比率**… 借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
- ・ **将来負担比率**… 地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

区 分	法適用企業	法非適用企業		
	水道事業会計	簡易水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

[下段()数値は27年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから「—」を記載。

- **早期健全化基準**… この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- **財政再生基準**… この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほかに地方債の起債が制限されます。
- **資金不足比率**… 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- **経営健全化基準**… 上記の早期健全化基準に相当する基準です。

[担当] 知 財政課 財政係

(6) 一般行政職級別職員数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任主事 主任技師	主査 係長	主任主査 係長・主幹	参事 係長	課長	課長	
職員数	23人	27人	46人	112人	81人	28人	2人	319人
(職名別内訳)	主事 18人 技師 5人	主任主事 24人 主任技師 3人	主査 46人	主任主査 106人 主幹 6人	参事 81人	課長 28人	課長 2人	
構成比	7.21%	8.46%	14.42%	35.11%	25.39%	8.78%	0.63%	100%

(注)この表は、南九州市の給与条例に基づき、職員(一般行政職)を級別に区分したものの。

(7) 国との給料月額の水準比較 (ラスパイレス指数※)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般行政職	97.3	98.3	98.0	106.7 (98.6)	106.0 (97.9)	98.1	98.3	98.5

※一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものの。
平成 24、25 年度の () は参考値で、国家公務員の時限的な (2年間) 給与改定特例法による措置がないとした場合の値。

(8) 主な職員手当

①期末・勤勉手当 (平成 28 年度支給割合)

期別	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.800月
12月期	1.375月	0.900月
計	2.60月	1.70月

(注)職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり。

②退職手当 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
20年	20.445月分	27.405月分
25年	29.145月分	34.5825月分
35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分

③特殊勤務手当 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

手当の種類 (手当数)	支給職員の多い手当
5	福祉手当・道路上作業手当・水道工務手当

④扶養手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	配偶者	子	父母等
支給額	10,000円	8,000円	6,500円
区分	1人(配偶者なし)	1人(配偶者なし)	父母等
支給額	10,000円	9,000円	特定期間の加算 5,000円

⑤住居手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	借家・間借り	持家
支給額	月額 27,000円以内	平成 26 年 4 月 1 日から廃止

⑥通勤手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	交通機関利用	交通用具利用
支給額	月額 55,000円以内	月額 2,000円から 18,700円以内

(9) 特別職の報酬など

区分	給料・報酬月額 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	期末手当 (平成 28 年度支給割合)	削減措置
市長	828,000円 (736,900円)	6月期 1.500月分	▲11.0%
副市長	652,000円 (616,100円)	12月期 1.750月分	▲5.5%
教育長	614,000円 (592,500円)	計 3.25月分	▲3.5%
議長	388,000円	6月期 1.475月分	
副議長	310,000円	12月期 1.625月分	
議員	286,000円	計 3.10月分	

(注)市長、副市長、教育長の給料月額には、上記表右欄相当の削減措置を実施。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように定めています。

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	休憩時間	終了時間
38時間45分	8:30	12:00~13:00	17:15

(2) 年次有給休暇取得 (平成 28 年 1 月 1 日~12 月 31 日)

総付日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
12,383	3,173.9	319	9.9	25.6%

(注)市長部局の一般職に属する職員(中途採用退職者、育児休業取得者を除く)

(3) 育児休業および介護休暇取得 (平成 28 年度中の新規取得者)

・育児休業 5人 ・介護休暇 0人

(4) 病気休暇取得 (平成 28 年中の取得者)

・取得者数 68人

4. 職員の分限および懲戒処分 (平成 28 年度)

(1) 分限処分 0人

(2) 懲戒処分 0人 (停職0人・減給0人・戒告0人)

5. 職員の服務

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことになっています。そして職員には、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。 ※平成 28 年度違反者 0人

6. 職員の研修および人事評価

(1) 職員の研修 (平成 28 年度)

区分	研修回数	参加者数
市の実施する研修	18 研修	1,663 人
鹿児島県市町村振興協会の実施する研修	16 研修	82 人
その他の機関が実施する研修	30 研修	39 人

(2) 職員の人事評価

公務能率の増進や人材の育成などを目的とし、定期的に人事評価を行い、その評価結果に応じた措置を講じることとされており、平成 28 年度においては、次のとおり実施しました。

評価の回数	評価の時期	評価の対象者数 (人)
2回	4/1~9/30、10/1~3/31	429人

7. 職員の福祉および利益の保護

(1) 福利厚生制度 (平成 28 年度)

区分	受診者数	内容
職員健康診断	163人	心電図検査・血液検査他 検査料 1,332,184円
人間ドック	235人	1日・2日・脳ドックについて市町村職員共済組合からの助成金を差し引いた自己負担額の一部を助成 (平成 28 年度 2,280,000円助成)
結核検診	186人	間接撮影 検査料 189,348円
ストレスチェックテスト	431人	検査料 186,192円

(2) 公務災害補償 (平成 28 年度) ・認定件数 0件

8. その他

- ・勤務条件に関する措置の要求
⇒平成 28 年度要求件数 なし
- ・不利益処分に関する不服申し立て
⇒平成 28 年度要求件数 なし

南九州市職員 人事行政の運営などの状況

1. 職員の任免および職員数

(1) 職員の任用

項目	27年	28年	29年
試験による採用者数	7人	10人	8人
選考による採用者数	0人	0人	0人
計	7人	10人	8人

(注)県からの割愛職員は除く。

(2) 職員の退職者数

項目	28年度
定年・応募認定退職者数	22人
普通退職者数	3人
死亡退職者数	0人
計	25人

(注)県からの割愛職員は除く。

(3) 定員管理 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

①部門別職員数と主な増減理由

部門	区分	職員数 (人)		対前年 増減数 (人)	主な増減理由
		28年	29年		
一般行政部門	議会	5	5	0	
	総務	82	81	▲1	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	税務	31	29	▲2	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	民生	54	50	▲4	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	衛生	24	22	▲2	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	労働			0	
	農林水産	65	62	▲3	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	商工	14	15	▲1	職員派遣による増
	土木	44	43	▲1	行政改革による業務見直しに伴う職員減
小計	319	307	▲12		
特別行政	教育	77	77	0	
など 公営企業	水道	14	12	▲2	行政改革による業務見直しに伴う職員減
	下水道	1	1	0	
	その他	18	15	▲3	行政改革による業務見直しに伴う職員減 派遣職員の召還による減
	小計	33	28	▲5	
合計	429	412	▲17		

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時または非常勤職員を除く。

②定員適正化計画の数値目標および進捗

ア. 定員適正化目標 (集中改革プラン) ○計画期間

平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間。

平成 24 年度中に見直しを行い、第 2 次定員適正化計画を策定。

○概要 計画初年度から 36 人を削減し、より簡素で効率的な行政運営を図ります。

(単位:人)

イ. 年次別職員数

部門	区分	24年度当初	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	最終	
全部門	減員		11	11	11	10	24	▲36
	増員		12	4	5	5	5	
	差引		1	▲7	▲6	▲5	▲19	
	職員数	450	451	444	438	433	414	

(注)職員数には市長、副市長、教育長は含まない。

2. 職員の給与

(1) 人件費 (一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 27年度人件費率
28年度	36,233 人 (H29,3.31 現在)	21,145,252 千円	606,348 千円	3,562,365 千円	16.85%	17.28%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などや事業費支弁分を含む。

(2) 職員給与費 (一般会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費			一人当たり給与費 (B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
29年度	421 人	1,676,035 千円	228,193 千円	668,073 千円	2,572,301 千円	6,110 千円

(注) 1 職員数、給与費は、再任用職員を含む。

(注) 2 給与費は、平成29年度当初予算に計上された額。

(注) 3 職員手当には、退職手当組合負担金を含まない。

(3) 職員の平均給料月額および平均年齢 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
南九州市	337,583 円	44 歳 8 月	333,383 円	50 歳 9 月

(4) 職員の初任給 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	南九州市		国
	大学卒	高校卒	
一般行政職	167,600 円	146,100 円	178,200 円 146,100 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	経験年数別						
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上7年未満	7年以上10年未満	10年以上
一般行政職	大学卒	167,600 円	179,900 円	186,200 円	201,700 円	215,300 円	231,600 円
	高校卒				170,300 円		203,500 円
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上	
	大学卒	276,500 円	324,400 円	362,100 円	382,800 円	397,500 円	409,400 円
高校卒	230,300 円	291,100 円	342,600 円	363,200 円	384,000 円	398,100 円	

(注)空欄は該当職員がいないため。